

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起休日は、そ
の翌日)

目 次

- ◆規則 国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則の一部を改正する規則
- ◆告示 対策課（交通・土地積）
- ◆告示 監視区域の指定（〃）

公布された規則のあらまし

◆国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則の一部を改正する規則

- 一 新たに指定する次の監視区域内における土地売買等の契約のうち、締結しようとする場合には知事に当事者の氏名その他の事項を届け出なければならないこととなる土地売買等の契約に係る面積の基準を、監視区域の区分に応じ次のとおり定めることとした。

規則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三年二月十五日

監視区域	面積の基準
米子市（大篠津町、皆生、上福原、河崎、富益町、西福原、東福原、夜見町、西三柳及び和田町に限る。）、境港市及び西伯郡日吉津村に係る監視区域	千平方メートル

- 二 監視区域の追加指定に伴い、届出の対象となる区域に係る所要の規定を整備することとした。
- 三 この規則は、平成三年二月十五日から施行することとした。

鳥取県規則第二号

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則の一部を改正する規則

国土利用計画法に基づく監視区域内における届出の面積の基準を定める規則(平成2年9月鳥取県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中「次の各号」を「次の表の上欄」に、「当該各号」を「同表の下欄」に改め、第一号及び第二号を削る。

本則に次の表を加える。

区	域	面積	
一 鳥取市今町二丁目、今町二丁目、永楽温泉町、扇町、瓦町、行徳、幸町、栄町、末広温泉町、天神町、富安二丁目、東品治町、南町、弥生町、吉方温泉一丁目及び吉方温泉三丁目の区域のうち都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号に規定する商業地域と定められている区域	三百平方メートル	木、桂見、叶、叶二丁目、上魚町、賀露町、川端一丁目、川端二丁目、川端三丁目、川端四丁目、川端五丁目、行徳、雲山、栗谷町、玄好町、興南町、五反田町、寿町、湖山町、湖山町北一丁目、湖山町東二丁目、湖山町北三丁目、湖山町北四丁目、湖山町北五丁目、湖山町北六丁目、湖山町西一丁目、湖山町東一丁目、湖山町東二丁目、湖山町東五丁目、湖山町南一丁目、湖山町南二丁目、湖山町南三丁目、湖山町南四丁目、湖山町南五丁目、材木町、幸町、桜谷、商業町、尚徳町、正蓮寺、職人町、新町、新、新品治町、大覚寺、大工町頭、滝山、田島、立川町一丁目、立川町二丁目、立川町三丁目、立川町四丁目、立川町五丁目、立川町六丁目、立川町七丁目、茶町、津ノ井、寺町、田園町一丁目、田園町二丁目、田園町三丁目、田園町四丁目、天神町、徳尾、徳吉、富安、富安一丁目、中町、南栄町、二階町一丁目、二階町二丁目、二階町三丁目、二階町四丁目、西町一丁目、西町二丁目、西町三丁目、西町四丁目、西町五丁目、西大路、西品治、馬場町、浜坂、浜坂一丁目、浜坂二丁目、浜坂三丁目、浜坂四丁目、浜坂五丁目、浜坂六丁目、浜坂七丁目、浜坂東一丁目、東町一丁目、東町二丁目、東町三丁目、東今在家、伏野、布勢、船木、古市、古海、卯垣、卯垣一丁目、卯垣二丁目、卯垣三丁目、卯垣四丁目、卯垣五丁目、庖丁人町、本町一丁目、本町二丁目、本町三丁目、本町二丁目、片原三丁目、片原四丁目、片原五丁目、桂	五百平方メートル

四丁目、本町五丁目、松並町一丁目、松並町二丁目、
 松並町三丁目、的場、丸山町、三津、南町、南限、
 南吉方一丁目、南吉方二丁目、南吉方三丁目、美萩
 野一丁目、美萩野二丁目、美萩野三丁目、宮長、元
 町、元魚町一丁目、元魚町二丁目、元魚町三丁目、
 元魚町四丁目、元大工町、薬師町、安長、湯所町一
 丁目、湯所町二丁目、吉方、吉方町一丁目、吉方町
 二丁目、吉方温泉一丁目、吉方温泉二丁目、吉方温
 泉三丁目、吉方温泉四丁目、吉成、吉成一丁目、吉
 成二丁目、吉成三丁目、吉成南町一丁目、吉成南町
 二丁目及び若桜町並びに岩美郡国府町稻葉丘一丁目、
 稻葉丘二丁目、稻葉丘三丁目、奥谷一丁目、奥谷二
 丁目、奥谷三丁目、新通り一丁目、新通り二丁目、
 新通り三丁目、新通り四丁目、新町一丁目、新町二
 丁目、分上一丁目、分上二丁目、分上三丁目、分上
 四丁目、町屋及び宮下の区域のうち都市計画法第七
 条第一項に規定する市街化区域（以下「市街化区域」
 という。）と定められている区域（前号に掲げる区
 域を除く。）

三 米子市朝日町、愛宕町、安倍、岩倉町、陰田町、
 内町、大谷町、尾高町、皆生、皆生新田一丁目、皆
 生新田二丁目、皆生新田三丁目、角盤町一丁目、角
 盤町二丁目、角盤町三丁目、角盤町四丁目、上後藤、
 上福原、加茂町一丁目、加茂町二丁目、勝田町、觀

五百平方メートル

音寺、祇園町一丁目、祇園町二丁目、義方町、錦海町
 一丁目、錦海町二丁目、錦海町三丁目、車尾、久米町、
 糀町一丁目、糀町二丁目、糀屋町、塙町、昭和町、末広
 町、大工町、立町一丁目、立町二丁目、立町三丁目、
 立町四丁目、茶町、寺町、天神町一丁目、天神町二
 丁目、道笑町一丁目、道笑町二丁目、道笑町三丁目、
 道笑町四丁目、中町、中島、長砂町、灘町一丁目、
 灘町二丁目、灘町三丁目、西町、錦町一丁目、錦町
 二丁目、錦町三丁目、西倉吉町、西福原、博労町一
 丁目、博労町二丁目、博労町三丁目、博労町四丁目、
 旗ヶ崎、旗ヶ崎一丁目、旗ヶ崎二丁目、旗ヶ崎三丁
 目、旗ヶ崎四丁目、旗ヶ崎五丁目、旗ヶ崎六丁目、
 旗ヶ崎七丁目、旗ヶ崎八丁目、旗ヶ崎九丁目、花園
 町、東町、東倉吉町、東福原、東山町、日野町、日
 野出町、富士見町、富士見町一丁目、富士見町二丁
 目、法勝寺町、万能町、三旗町、美吉、明治町、日
 久美町、弥生町、陽田町、四日市町、米原及び両三
 柳の区域のうち市街化区域と定められている区域

四 米子市大篠津町、皆生、上福原、河崎、富益町、
 西福原、東福原、夜見町、西三柳及び和田町、境港
 市小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、新屋町、高松町、
 竹内田地、美保町及び麦垣町並びに西伯郡日吉津村
 大字今吉、大字富吉及び大字日吉津の区域（前号に
 掲げる区域を除く。）

千平方メートル

平成3年2月15日 金曜日

五 米子市泉、岡成、尾高及び日下、東伯郡大栄町大字西高尾及び大字東高尾、西伯郡会見町朝金、池野、

市山、荻名、田住、鶴田及び諸木、岸本町大原、小林、小町、坂長、真野及び丸山、淀江町大字稻

吉、大字高井谷、大字中西尾、大字西尾原、大字福岡及び大字本宮、大山町赤松、今在家、佐摩、

平、大山、鋤戸、富岡、豊房、長田、坊領、前、官内及び妻木、名和町大字加茂及び大字高田並びに中山町高橋、羽田井及び松河原並びに日野郡日南町神戸上、下石見、中石見及び花口、江府町大字江尾、

大字大河原、大字侯野、大字御机、大字宮市、大字美用及び大字吉原並びに溝口町岩立、宇代、大瀧、

大坂、金屋谷、三部、添谷、父原、柄原、富江、福兼及び古市の区域

附則

この規則は、平成三年二月十五日から施行する。

告示

鳥取県告示第百五十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第二十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり監視区域を指定するので、同条第三項において準用する同法第十二条第三項の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県企画部交通・土地対策課に備え置いて縦覧に供する。

平成三年二月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二千平方メートル

一 指定する区域

1 米子市、境港市及び西伯郡日吉津村の区域のうち次の表に掲げる区域

米子市	大篠津町、皆生、上福原、河崎、富益町、西福原、東福原、夜見町、両三柳及び和田町の一部（平成二年九月鳥取県告示第七百八十五号により監視区域として指定された区域を除く。）
境港市	小篠津町、佐斐神町、財ノ木町、新屋町、高松町、竹内団地、美保町及び麦垣町の一部
西伯郡日吉津村	大字今吉、大字富吉及び大字日吉津の一部
米子市	米子市、東伯郡大栄町、西伯郡会見町、岸本町、淀江町、大山町、名和町及び中山町並びに日野郡日南町、江府町及び溝口町の区域のうち次に掲げる区域
東伯郡大栄町	泉、岡成、尾高及び日下の一部
	大字西高尾及び大字東高尾の一部

二

指定の期間

平成三年二月十五日から平成八年二月十四日まで

西伯郡岸本町	大原、小林、小町、坂長、真野及び丸山の一部
西伯郡淀江町	大字稻吉、大字高井谷、大字中西尾、大字西尾原、大字福岡及び大字本宮の一部
西伯郡大山町	赤松、今在家、佐摩、平、大山、鍬戸、富岡、豊房、長田、坊領、前、宮内及び妻木の一部
西伯郡名和町	大字加茂及び大字高田の一部
西伯郡中山町	高橋、羽田井及び松河原の一部
日野郡日南町	神戸上、下石見、中石見及び花口の一部
日野郡江府町	大字江尾、大字大河原、大字俣野、大字御机、大字宮市、大字美用及び大字吉原の一部
日野郡溝口町	岩立、宇代、大瀧、大坂、金屋谷、三部、添谷、父原、柄原、富江、福兼及び古市の一部